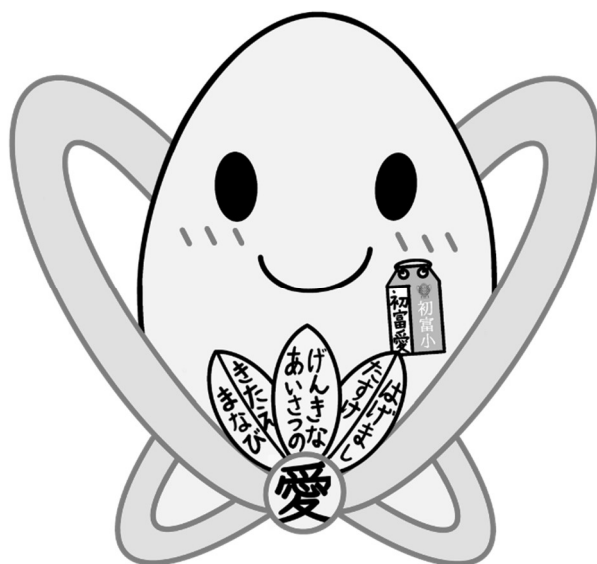


初富小学校 P T A 規約

令和7年度改正



初富小学校 P T A

事務局：鎌ヶ谷市東初富1丁目20番1号

0 4 7 (4 4 5) 2 3 2 1

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は、初富小学校 P T A と称し事務所を初富小学校内に置く（鎌ヶ谷市東初富 1 丁目 2 0 番 1 号）。

第 2 章 目的及び事業

第 2 条 本会は、保護者と教職員の親密な協力のもと、児童の健全な育成に貢献し、あわせて会員相互の理解と教養を高めることを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 児童の福祉向上に資するための事業
- (2) 会員相互の理解と修養を積むための事業
- (3) その他、目的達成に必要な事業

第 3 章 活動方針

第 4 条 本会は、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の福祉向上のために活動する他の団体及び機関と協力・連携する。
- (2) 本会は自主独立のものであり政党・宗教・その他いかなる団体及び機関より支配や干渉を受けない。
- (3) 本会、または本会の役員の名で公私の選挙に関係しない。

第 4 章 会 員

第 5 条 本会の会員となることのできるものは、次のものとする。

- (1) 鎌ヶ谷市立初富小学校に在籍する児童の保護者
- (2) 鎌ヶ谷市立初富小学校の教職員
- (3) 本会は任意加入の組織とし、年度ごとの会費納入した保護者および教職員をもって構成する。退会を希望する場合は、本会へ申し出るものとする。

第 6 条 本会の会員は、全て平等の義務と権利を有する。

第 5 章 会 計

第 7 条 本会の運営に要する経費は、会費、その他の収入によってまかない、会費は一世帯につき月額 2 5 0 円とする。ただし、特別の事情あるものは免除される。

第 8 条 本会の会計執行は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 9 条 本会の会計決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認されなければならない。

第 10 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。ただし、新年度の総会前においては、前年度予算の 1 割を超えない範囲において執行することができる。

第 6 章 組 織

第 11 条 本会は、次の機関により組織される。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 運営委員会
- (4) 学年委員会
- (5) 専門委員会

第 7 章 総 会

第 12 条 本会の総会は次のように運営する。

- (1)総会は、全会員をもって構成し、本会の最高議決機関である。
- (2)総会は、定期総会及び臨時総会とする。定期総会は原則として毎年 4 月に開催し、臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、会員の 10 分の 1 以上の要求があった時に開催することができる。
- (3)総会は、全会員の 2 分の 1 以上の表決書の賛成の提出、または出席があった場合に成立する。
- (4)総会審議は書面（電磁的記録を含む）によるものとする。但し、会員の出席が必要と運営委員会が認めた時は集会形式とする。
- (5)総会では、次の事項を審議する。
 - イ 総会への議案の提出
 - ロ 本会の決算、事業報告の承認
 - ハ 役員並びに会計監査員の選出
 - ニ 規約の改廃
 - ホ 運営委員会において制定または改廃された細則の承認
 - ヘ その他の重要事項

第 8 章 役 員

第 13 条 本会の役員は、次のとおりとする。ただし、増員や欠員も可とする。

会長 1 名 副会長 2 名 会計 2 名 総務 2 名
祭り正副委員長 各 1 名 ベルマーク正副委員長 各 1 名 環境正副委員長 各 1 名
事務局長 1 名 事務局次長 1 名

第 14 条 役員は、役員・監査委員選考委員会によって選考された候補者を総会にて選出する。選出方法並びに選考委員会については細則（3）に定める。

第 15 条 会員は、重複して役員、委員の任につくことはできない。ただし、環境委員は除く。

第 9 章 役員 の 任 務

第 16 条 役員は、学年・専門委員会の円滑な運営と活動のための環境づくり、並びに必要な援助を行う。

第 17 条 会長は、本会を代表するとともに、会務の全てを統括する。

第 18 条 副会長は、会長を補佐する。また、学年・専門委員会との連携をとる。

第 19 条 会計委員は、本会の財務を管理し、本会の会計業務を処理する。

第 20 条 事務局長は、本会の庶務を行う。また、重要資料の管理、保管を行う。

第 21 条 事務局次長は、事務局長を補佐する。

第 22 条 総務は、事務局と連携し、総会、役員会、運営委員会の記録、関係文書の作成、配布、保管にあたり、併せて本会の備品を管理する。

第 10 章 会 計 監 査

第 23 条 本会の会計を監査するために、会計監査員 2 名をおく。

第 24 条 会計監査員は、役員、会計監査員選考委員会によって選考された候補者を総会により選出する。選出方法並びに選考委員会については細則（3）に定める。

第 25 条 会計監査員は、次の任務を持つ。

- (1)会計の監査を行い、監査結果を総会に報告する。
- (2)必要に応じ、随時に会計監査を行うことができる。

第 11 章 学校長

第 26 条 学校長は、学校経営の立場から、すべての会議に出席することができ、本会の運営について意見をのべることができる。

第 12 章 会 議

第 27 条 役員会は、総会、運営委員会等の議事及び会務全般について検討する。

第 28 条 運営委員会は、役員、委員長、副委員長をもって構成し次の任務を持つ。なお、運営委員会は委員の 2 分の 1 の出席をもって成立し、委任状をもって出席にかえることができる。

- (1)総会への議案の提出、企画、運営
- (2)総会の決定事項の執行
- (3)提出された議案の審議
- (4)役員に欠員が出た場合の補充
- (5)その他、緊急を要する事項、並びに会務に必要な事項の処理決定

第 13 章 学年委員会

第 29 条 学年委員会は、学年活動の企画・立案・運営を行う。事業活動においては会員の協力のもと、学年会員の総意として行うこととする。なお、委員の選出に関する規定は細則（4）に定める。

第 14 章 専 門 委 員 会

第 30 条 専門委員会の活動は、会員の全てまたは児童の全てを対象とする活動を行い、本会並びに専門委員会の目的にそった範囲で独自に企画・立案することができる。活動にあたっては、総会並びに運営委員会の議決に基づき活動することとする。なお、専門委員会の構成と活動内容に関する規定は細則（5）に定める。

第 31 条 本会は、特別委員会を設置することができる。その設置要件は細則（5）に定める。

第 15 章 付 則

第 32 条 本会の運営ならびに活動についての細則は、会則に反しない限りにおいて、運営委員会の議決により定めることができる。

第 33 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定めて適正に運用するものとする。

第 34 条 この会則は、昭和 49 年 6 月 8 日より施行する。

細則(1) P T A 旅費規定

第1条 本細則は、P T Aの公務で出張する場合の旅費、その他の経費の支給について定める。

第2条 P T Aの公務で出張する場合、交通費、宿泊費、負担費(会費も含む)、資料代金は経常費より支出するものとする。
なお、公務とは公の機関が行う会議・集会等をいう。

第3条 交通費の算定は鉄道料金相当額とする。また、市内の公務については鎌ヶ谷市P T A連絡協議会が行う事業のみを対象とし、一律500円とする。

第4条 支給に関しては、出張内容を明記し、あらかじめ支出願いを提出するものとする。

細則(2) P T A 慶弔規定

第1条 本細則は、会員に慶弔があった時のことを定める。

第2条 慶弔の対象は、本会の会員とし、別表1のとおり適用する。公傷・疾病見舞は、一週間以上入院の時に適用とし、公傷の適用範囲は、教職員は公務中、保護者・児童はP T A活動中の傷害とする。

第3条 特別な場合で、会長が必要と認める時は、運営委員会にはかり、金額その他を決定する。但し、急を要する場合は、会長は副会長と協議の上処理し、後日、運営委員会に報告する。

第4条 初富小学校に在籍する児童の疾病見舞は、当該児童の在籍する学年委員会に一任する。

別表1

慶弔の種類	適用範囲	金額	備考
結婚	会員	¥ 5,000	
死亡	会員・児童	¥ 5,000	
災害・疾病	会員	¥ 5,000	
公傷	会員・児童	¥ 5,000	
その他	会員		本規定3条の適用

細則(3) 役員・会計監査の選考ならびに選考委員会に関する規定

第1条 本委員会は、役員候補者、会計監査委員候補者を選出し、総会にはかることを任務とする。

第2条 本委員会の構成は、事務局・役員とする。役員は候補者を除く。

第3条 本委員会の委員は、中立性・客観性を尊重し、高い倫理観と良識をもって行動しなければならない。

第4条 選考委員会は、全ての会員より候補者の立候補を受け付け、これらの候補者より選考する。

第5条 本委員会は、候補者の指名をするにあたり、あらかじめ総会の前に候補者の承諾を得なければならない。

第6条 本委員会は、候補者が総会において承諾された時任務を完了し、解散するものとする。

細則(4) ボランティア活動に関する規定

第1条 本会の活動(祭り・ベルマーク・その他行事)は、特定の委員を選出せず、その都度ボランティアを募って運営するものとする。

第2条 ボランティアの応募が活動に必要な人数に満たない場合は、本部役員会の判断により、当該事業を縮小または中止することができる。

細則（5）専門委員会の構成・活動内容並びに特別委員会設置に関する規定

第1条 専門委員会の構成、活動内容は次のとおりとする。

- (1)ベルマーク委員会 主にベルマークの収集活動
- (2)祭り委員会 祭りの企画・運営管理業務
- (3)環境委員会 環境の整備・改善や安全対策にかかる活動、有価物回収事業

第2条 環境委員（有価物当番）は全ての保護者より選出される。原則として、1世帯につき1年以上の委員を受けるものとする。選出は正副委員長が行う。

第3条 特別委員会は運営委員会が必要と認める時に設置することができる。

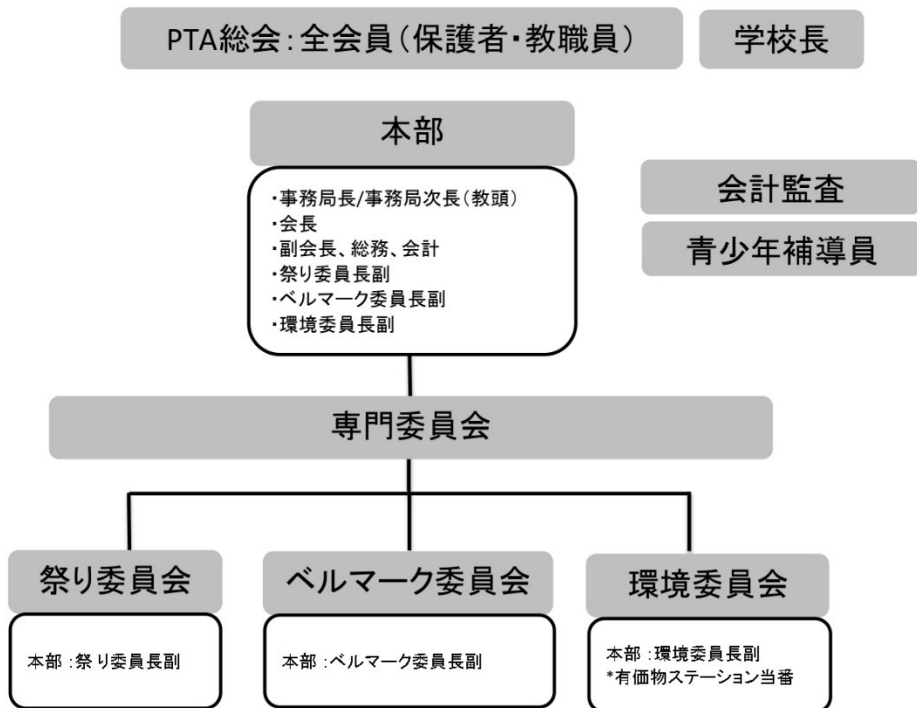
第4条 学年PTAより特別委員会委員を選出する場合、設置の決定・及びその組織は前年度に決定されなければならない。

第5条 特別委員会の委員は、学年委員と共に学年活動をすることができる。

細則（6）役員・正副委員長を受けた者に関する規定

第1条 役員、学年委員会、専門委員会の正副委員長を受けることは原則として1世帯につき1回とする。ただし、他に候補者がいない場合はこの限りではない。

第2条 役員を2年受けた者は学年委員の候補者にならない。ただし、他に候補者がいない場合はこの限りではない。



*PTA会員にかかわらず全世帯が対象です